第三条第七号中「寄港の」の下に「前最後に当該外国漁船を寄港させた港の名称及び所在地並びに入出港の年月日並びに」を加え、同号を同条第九号とし、同条第六号中「期間及び」を「年月日時及び期間並びに」に改め、同号を同条第八号とし、同条第五号を同条第七号とし、同条第四号中「を使用する権利」を「の所有者その他当該外国漁船を使用する権利」に改め、同号を同条第六号とし、同条第三号の次に次の二号を加える。

四　当該外国漁船に積載されている漁獲物等の品名、魚種、形態、数量及び積込地（採捕した場所を含む。）（以下「品名等」という。）、当該漁獲物等の全部又は一部の本邦への陸揚げ又は他の船舶への転載を行う場合においてはその漁獲物等の品名等並びに当該外国漁船の漁業に係る許可の権限を有する者、有効期間及び許可番号並びに当該許可に係る操業の場所、魚種及び漁具（以下「漁業の内容等」という。）

五　漁獲物等を当該外国漁船から他の船舶に転載し、又は他の船舶から当該外国漁船に積み込んだ場合にあつては、その場所及び年月日、当該他の船舶の名称、旗国及び国際海事機関船舶識別番号その他の当該他の船舶を特定することができる番号並びに当該漁獲物等の品名等

第三条に次の一項を加える。

2　前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書面を添付しなければならない。

一　当該外国漁船が漁業の用に供され、又は漁場から漁獲物等を運搬する際に必要とされる当該外国漁船の旗国の効力を有する漁業に係る許可を有している旨

二　当該外国漁船が沿岸国（旗国を除く。以下この号において同じ。）の主権又は管轄権の下にある水域において漁業の用に供され、又は漁獲物等を運搬する場合にあつては、当該外国漁船が、その際に必要とされる当該沿岸国の効力を有する漁業に係る許可を有している旨

三　当該外国漁船に積載されている漁獲物等が沿岸国の主権又は管轄権の下にある水域で採捕されたものである場合にあつては、当該漁獲物等が当該沿岸国の決定した水産資源の適切な保存及び管理のための措置に違反して採捕されたものではない旨

四　当該外国漁船に積載されている漁獲物等が国際的な枠組みにより当該国際的な枠組みが決定した水産資源の適切な保存及び管理のための措置を適用することとされているものである場合にあつては、当該漁獲物等が当該措置に違反して採捕されたものではない旨

五　前各号に掲げるもののほか、当該外国漁船が国際的な枠組みにより我が国が本邦の港への寄港の禁止その他の必要な措置を講ずることが必要である旨が決定される原因となる行為をしていない旨

第四条第一項第三号から第六号までを次のように改める。

三　当該外国漁船及び当該他の船舶（外国漁船に限る。以下この号及び次号において同じ。）又は当該他の外国漁船の有する漁ろう設備の種類並びに衛星船位測定送信機の有無、種類、情報の送信先並びに当該外国漁船及び当該他の船舶又は当該他の外国漁船内に備え付けることを要求している国又は国際的な枠組み

四　当該外国漁船及び当該他の船舶又は当該他の外国漁船に積載されている漁獲物等の品名等並びに当該外国漁船の漁業の内容等

五　当該外国漁船及び当該他の船舶又は当該他の外国漁船の所有者その他当該外国漁船及び当該他の船舶又は当該他の外国漁船を使用する権利を有する者の氏名等

六　当該漁獲物等の品名等、仕向地及び所有者の氏名等

第四条第一項に次の二号を加える。

七　漁獲物等を当該外国漁船から他の船舶に転載し、又は他の船舶から当該外国漁船に積み込んだ場合にあつては、その場所及び年月日、当該他の船舶の名称、旗国及び国際海事機関船舶識別番号その他の当該他の船舶を特定することができる情報並びに当該漁獲物等の品名等

八　当該漁獲物等の転載又は積込みの前最後に当該外国漁船及び当該他の船舶又は当該他の外国漁船を寄港させた港の名称及び所在地並びに入出港の年月日並びに次に当該外国漁船及び当該他の船舶又は当該他の外国漁船を寄港させようとする港の名称及び所在地並びに当該港までの航海の目的

第四条第三項第一号中「第五号」を「第六号」に改め、同項第二号中「後における当該船舶の航海の目的等」を「の前最後に当該船舶を寄港させた港（当該本邦の港を除く。）の名称及び所在地並びに入出港の年月日並びに次に当該船舶を寄港させようとする港の名称及び所在地並びに当該港までの航海の目的」に改め、同項第三号中「後における当該外国漁船の航海の目的等」を「の前最後に当該外国漁船を寄港させた港の名称及び所在地並びに入出港の年月日並びに次に当該外国漁船を寄港させようとする港の名称及び所在地並びに当該港までの航海の目的」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項第三号から第六号までを次のように改める。

三　当該外国漁船の有する漁ろう設備の種類並びに衛星船位測定送信機の有無、種類、情報の送信先及び当該外国漁船内に備え付けることを要求している国又は国際的な枠組み

四　当該外国漁船に積載されている漁獲物等の品名等及び当該外国漁船の漁業の内容等

五　当該船舶及び当該外国漁船の所有者その他当該船舶及び当該外国漁船を使用する権利を有する者の氏名等

六　当該漁獲物等の品名等、仕向地及び所有者の氏名等

第四条第二項に次の一号を加える。

七　当該漁獲物等の積込みの前最後に当該船舶及び当該外国漁船を寄港させた港の名称及び所在地並びに入出港の年月日並びに次に当該船舶及び当該外国漁船を寄港させようとする港の名称及び所在地並びに当該港までの航海の目的

第四条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の申請書には、前条第二項各号に掲げる事項を記載した書面を添付しなければならない。

附　則

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

告　示

○総務省告示第一号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第六条第七項の規定に基づき、同項第三号に掲げる無線局の免許の申請期間等を次のとおり公示する。

平成二十九年一月五日

総務大臣　山本　早苗

一　申請期間

平成二十九年一月六日（金）八時三十分から平成二十九年二月六日（月）十七時までの間

二　無線局の無線設備の設置場所とすることができる区域の範囲

対地静止衛星軌道　東経八十二度±〇・一度

三　使用する周波数

一二・二GHzを超え一二・七五GHz以下

四　その他免許の申請に資する事項

同一軌道位置において、既に免許を受け運用している人工衛星局が存在することから、三に規定する周波数の電波の一部につき、使用できないことがある。

五　申請書の提出場所

申請者の住所を管轄する、総合通信局又は沖縄総合通信事務所

六　問い合わせ先

総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課衛星事業係　電話〇三（五二五三）五八一六

○法務省告示第三号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十九年一月五日

法務大臣　金田　勝年

住所　東京都墨田区東向島6丁目31番2―1306号
石超峰　昭和53年7月18日生
石暁玲　平成13年11月30日生
石赤博　平成19年9月27日生

住所　東京都墨田区東向島4丁目1番1―403号
石紅敏　昭和56年4月1日生
王蘭寧　平成20年12月29日生
王毅　平成22年12月11日生